



産業廃棄物処理計画書

2025 年 6 月 25 日

長野県知事 様

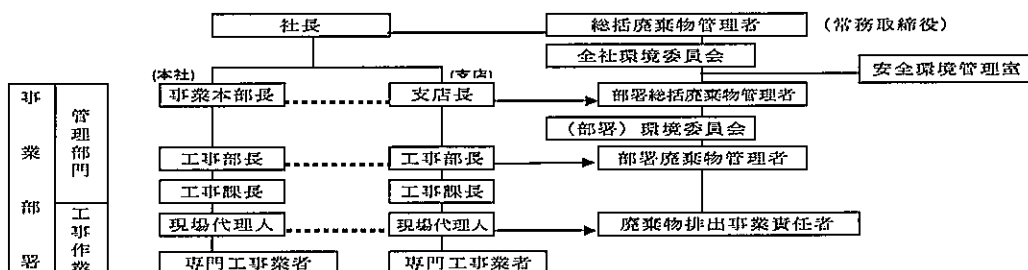
提出者
住 所 長野県長野市南千歳町878
氏 名 株式会社 守谷商会
代表取締役社長 伊藤 由郁紀
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 026-226-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 守谷商会 松本支店
事業場の所在地	長野県松本市笹部二丁目1番57号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	2024年度完成工事高 5,346百万円
③従業員数	47名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・施工計画時に産業廃棄物処理計画書を作成。産業廃棄物の種類及び発生量を予測し、減量化を図った。 ・安全衛生環境パトロールを実施し、産業廃棄物の分別処理状況の確認と指導を行った。		
②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・施工計画時に産業廃棄物処理計画書を作成。産業廃棄物の種類及び発生量を予測し、産業廃棄物の減量化を図る。 ・安全衛生環境パトロールを実施し、産業廃棄物の分別処理状況の確認と指導を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、紙くず、ダンボール、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、コンクリート塊、アスファルト塊に分別しそれぞれについて他の廃棄物が混入しないように保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、紙くず、ダンボール、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス陶磁器くず、廃石膏ボード、がれき類、コンクリート塊、アスファルト塊に分別しそれぞれについて他の廃棄物が混入しないように保管することを継続する。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 該当なし		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・優良認定処理業者への委託を優先する。 ・再生利用業者への委託を優先する。		

(第5面)

②計画	【目標】 別紙1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者の中から委託先を選定する。 ・電子マニフェスト加入業者、再生利用業者への委託を優先する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙2

④産業廃棄物の一連の処理の工程

工事現場		処理（委託処理）		
部門	工事種別	発生廃棄物		
土木工事	上下水道 道路橋護 構造物築造 その他	汚泥	→ 焼却	→ 埋立
		廃プラ	→ 破砕	→ リサイクル
			→ 焼却	→ 埋立
		AS塊 コンクリ塊	→ 破砕	→ リサイクル材
				→ 埋立
		伐根材	→ 破砕	→ リサイクル材
		木くず 紙くず	→ 破砕	→ リサイクル材
			→ 焼却	→ 埋立
		鉄くず	→ 破砕・切斷・圧縮	→ リサイクル
		建築工事（解体含む）	杭型鉄鉄 打杵骨筋 内装仕上 その他	汚泥
	→ リサイクル材			
木くず	→ 破砕			→ リサイクル
	→ 焼却			→ 埋立
鉄くず	→ 破砕・切斷・圧縮			→ リサイクル
ガラスくず 陶磁器くず	→ 破砕			→ リサイクル
				→ 埋立
繊維くず	→ 破砕			→ リサイクル
	→ 焼却			→ 埋立
がれき類	→ 破砕			→ リサイクル 埋立
廃プラ	→ 破砕			→ リサイクル
	→ 焼却			→ 埋立
特別管理産廃物	→ 溶融			→ リサイクル
				→ 埋立